

MR(麻しん・風しん)DT(ジフテリア・破傷風)の予防接種を受けましょう。

麻しん排除に向け、MR(麻しん・風しん)予防接種は2回接種になっています。2期接種の対象は、小学校入学前1年間にあたる年齢のお子さんが対象です。なるべく、麻しん・風しんが流行する前の6月までに接種を済ませるようにしてください。

また、DT(ジフテリア・破傷風)の予防接種は、小学6年生が対象となります。

対象のお子様には個人通知をしますので同封の説明書をよく読んでいただき、無料で受けられる期間内の体調のよい時に、早めに接種をしてください。

予防接種	対象者	接種医療機関	接種期間
MR 2期 (1回)	小学校入学前1年間にある子 (H19.4.2生～H20.4.1生)	原則、小山地区医師会管内の医療機関 (町内・下野市・小山市・野木町)※	H25年4月1日 ～ H26年3月31日
DT 2期 (1回)	小学校6年生 (H13.4.2生～H14.4.1生)		

※都合により、上記以外のかかりつけ医で接種する場合は医療機関にお問い合わせください。

平成25年4月1日より、ヒブワクチン・小児用肺炎球菌ワクチン・子宮頸がん予防ワクチンは定期予防接種に移行しました。

平成25年4月1日より、ヒブ・小児用肺炎球菌・子宮頸がん予防ワクチンは、定期予防接種(公費助成)へと移行しました。今後は、標準的な接種開始年齢となりましたら、早めに接種をしてください。

種類	標準的な接種開始年齢	接種対象者	接種医療機関
ヒブワクチン	生後2か月以上		
小児用 肺炎球菌ワクチン	7か月未満	生後2か月以上5歳未満	原則、小山地区医師会管内の医療機関 (町内・下野市・小山市・野木町)※
子宮頸がん 予防ワクチン	中学1年生 (13歳相当)の女子	13歳となる日の属する年度の初日から16歳となる日の属する年度の末日までの間にある女性	

※都合により、上記以外のかかりつけ医で接種する場合は医療機関にお問い合わせください。

【予防接種を受けたとの注意事項】

- 接種後、30分ぐらいは医療機関で様子を見るか、医師とすぐに連絡をとれるようにしておきましょう。
- 接種当日は激しい運動は避け、安静に過ごしましょう。
- 接種部位は清潔に保ち、接種部位はこすらないようにしましょう。
- 接種後、接種部位の異常な反応や体調の変化があった場合は、すみやかに医師の診察を受けましょう。

▼問い合わせ先＝健康課 母子健康係 ☎ 56 9132

上三川町「テマンド交通Q&A

上三川町「テマンド交通「かみたん号」」
が3月1日から運行を開始しました。
今月号ではお問い合わせの多い事項
についてQ&Aの形式でご紹介します。

Q1. どうすれば予約できますか?

A1. 「かみたん号」の予約は、予約受付センター【801-120(272)

315】までお電話ください。お願

いします。

Q2. 外出先からも「かみたん号」を利用できますか?

A2. 外出先からの帰りも「かみたん号」を利用できます。外出の時間が決まっていての場合は、行きの予約とセットで帰りの予約をすることができるま

Q3. 帰りの予約は、運転手にしてもいいですか。

A3. 運転手に予約することができません。「かみたん号」の予約は、予約受付センターにお電話ください。

Q4. 何時頃、迎えに来てくれますか。

A4. 乗り合いで運行しており、正確なお時間を伝えることができません。お時間に余裕をもつてお使いください。



65歳以上の方を対象に、 介護予防診断(生活機能チェック)を実施します!!

「いつまでも健やかに暮らすために

生活機能チェックを受けましょう!!

「年を重ねると、心身の機能が衰えるのは仕方ないこと」と思っていませんか。高齢になると心身の機能は低下していきますが、使い続けること、努力で鍛えることで、低下的を防ぎ、向上させることがあります。

生活機能評価は、介護状態になる原因の早期発見を目的とし、生活機能(自立して生活するために必要な力)が衰弱してしまった前に介護予防に取り組めるよう実施しています。

《介護予防診断》

▼対象者=平成25年4月1日現在、65歳以上の方

※要支援・要介護認定を受けている方は除く

▼流れ

①対象者には4月中に「あなたの元気度チェック表」を郵送します。

②「あなたの元気度チェック表」の6個の質問に答え、返信用封筒に入れポストに投函してください。

③後日、診断結果を郵送します。

《介護予防が必要となつたら…》

介護予防診断の結果、「生活機能の低下」がみられる方には、町で実施している介護予防教室のご案内を同封します。いつまでも自分らしい生活を送るためにもぜひご参加ください。

介護予防とは…

「要介護状態の発生をできる限り防ぐ(遅らせる)こと」そして要介護状態にあってもその悪化をできる限り防ぐこと、むしろ軽減を目指すこと」と定義されています。高齢者自身が活動的で生きがいのある生活や人生を送ることができるようになる取り組みのことです。

▼問い合わせ先=健康課 成人健康係

☎(56)9133



【△】みを出すときの注意事項】プラスチック製の商品(おもちゃやバケツなど)は「燃やせる△み」です。